

平成27年2月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

総務常任委員会

連合審査会

会 議 記 録

平成27年2月城南衛生管理組合議会
廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会・総務常任委員会

連 合 審 査 会

開催日時 平成27年2月12日（木）午前11時55分
開催場所 城南衛生管理組合クリーンピア沢1階会議室

出席委員（22人）

（廃棄物処理常任委員会委員）

（総務常任委員会委員）

連合審査会

委員長 中坊 陽

委員長 原田 周一

連合審査会

副委員長 土居 一豊

副委員長 鷹野 雅生

委員 田辺 勇氣

委員 橋本 宗之

委員 山本 邦夫

委員 村田 忠文

委員 山内実貴子

委員 乾 秀子

委員 八島フジエ

委員 堤 健三

委員 阪部 晃啓

委員 中井 孝紀

委員 浅見 健二

委員 坂下 弘親

委員 荻原 豊久

委員 真田 敦史

委員 長野恵津子

委員 関谷 智子

委員 矢野友次郎

委員 山崎 恭一

説明のため出席した者

専任副管理者 竹内 啓雄

事業部長 寺島 修治

施設部長 太田 博

安全推進室長 越智 広志

総務課長 杉崎 雅俊

財政課長 橋本 哲也

施設課長 川島 修啓

折居工場長 伊庭 利夫

ｸﾘｰﾝ21長谷山所長 岡 輝臣

ｸﾘｰﾝ21長谷山副所長 川戸 辰也

安全推進室主幹 福井 均

施設課主幹 馬渕 武志

施設課主幹 池本 篤史

職務のため出席した者

議会事務局長 木下 敦

1) 議 題

基準値を超過したばいじん処理物の大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬出について

午前 11 時 57 分開議

○中坊 陽委員長 じゃ、始めさせていただきます。ご苦労さまです。

本日は、基準値を超過したばいじん処理物の大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬出についての第4回連合審査会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集いただきまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、会議前の連絡事項についてご報告いたします。

出席委員は、廃棄物処理常任委員会委員 11 名、総務常任委員会委員 11 名全員であります。

本審査会に傍聴の申し出及び報道機関より写真撮影の申し出がありますので、委員長においてこれを許可します。

それでは、審議に先立ちまして、竹内専任副管理者より挨拶の申し出がございますので、お受けしたいと思います。

竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 本日は、基準値を超過したばいじん処理物を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出した事案についての廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会、総務常任委員会、両常任委員会第4回の連合審査会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、定例会の終了後という開催にもかかわらず、ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本事案は、既にご報告しておりますとおり、ばいじん処理物につきましては昨年12月22日から搬出を再開し、今週の月曜日9日をもって搬出を完了したところでございます。本件につきましては、管内住民の皆様方、また各委員の皆様にご心配をおかけしたところでございますが、今後も安全性を確認することとしておりますが、1つの区切りがついたものと考えております。

本日は、11月26日開催の連合審査会以降の状況、ばいじん処理物の搬出状況及び再発防止対策の実施状況につきまして、配付をいたしております資料に沿いましてご説明を申し上げますので、何とぞ特段のご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○中坊 陽委員長 それでは、直ちに、基準値を超過したばいじん処理物の大阪湾広域臨海整備センターへの搬出につきまして、11月26日開催の連合審査会以降の状況について報告を受けたいと思います。

越智安全推進室長。

○越智広志安全推進室長 最初に、資料配付が本日になりましたことをおわび申し上げ

ます。

それでは、お手元の資料によりましてご説明をさせていただきます。

まず、1の昨年11月26日に開催されました本連合審査会以降の状況についてでございますが、私ども、11月20日に改善報告書をセンターの方へ提出いたしまして、センターにおきまして12月17日に積み出し基地のある堺市、あるいは処分場のある大阪市をはじめ、京都府、大阪府等によります関係団体会議を開催されまして、私どもから改善報告書の内容をご説明させていただき、ご了承をいただいたところでございます。

その後、12月19日に、有識者から成る廃棄物受入に関する検討委員会を開催されまして、そこで報告をされ、同日付で12月22日をもって搬入停止を解除するという旨の通知をいただきまして、12月22日からばいじん処理物の搬出を再開したところでございます。

保管しておりましたばいじん処理物につきましては、2にございますとおり、12月22日の時点で保管量が約1,080トンでございましたけれども、先ほど専任の方から申しましたとおり、2月9日に全量の搬出を完了いたしてございます。

次に、3の再発防止対策の実施状況でございますけれども、ばいじんがろ布に付着することを防止するため、パルスいわゆる圧縮空気による対応措置を行っておりますけれども、その指標となります差圧の管理を厳密に行うといったようなソフト面での対策は既に実施をいたしておりまして、また、(2)にございます大量落下時の非常用経路、いわゆる振分装置の設置につきましても、1月21日に完了いたしまして、改善報告書でお示しいたしました対策については全て完了したところでございます。

なお、ダイオキシン類の測定につきましては(3)のとおり、改善報告書では年4回、測定をすることといたしておりましたけれども、当面6か月間は毎月実施することとしておりまして、1月の測定結果は、焼却灰が1グラム当たり0.0099ng-TEQで、0.0067ng-TEQ、ばいじん処理物が0.26ng-TEQでございまして、いずれも基準値の3ng-TEQを満足しております。

私どもといたしましては、今回の経験を貴重な教訓といたしまして、ダイオキシン類発生防止はもとより、危機管理をはじめ、安心安全な工場運営に万全を期してまいりたいというふうに考えてございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○中坊 陽委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 失礼いたします。私の方からは、事案発生以降、この間の焼却灰及びばいじん処理物等の保管等に係る経費の負担についてご報告させていただきます。

事案発生により日立造船に緊急対応として指示いたしました事項といたしましては、クリーン21から発生する焼却灰及びばいじん処理物の保管、これは京都府からの保管方法を遵守することとして指示いたしました。また、2つ目には事案の究明に係る調査、3つ目には再発防止に係る安全対策がございました。

以上の対応に要した経費の負担についてでございますが、クリーン21長谷山におきましては、竣工稼働以来、毎年、随意契約にて焼却設備定期点検整備工事を行っており、この契約の工期につきましては、毎年度当初の4月から翌年の年度末といたしております。

工事の目的といたしましては、施設機能を維持し、安全かつ安定した運転を目指し、良好で効率的なごみ処理システムを維持するために点検・整備・清掃を行うこととして契約を締結いたしております。

よって、このたびの事象、ろ布に経年堆積していた高濃度のダイオキシン類を含むばいじんの付着については、組合側も業者側も想定していなかったこととはいえ、結果として点検・整備・清掃作業工程の中で発生した事案でありますことから、指示した事項に対する全ての経費につきましては、その全額を日立造船株式会社が負担することを申し入れ、了承をいただいたものでございます。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 以上で説明が終わりました。質問ございませんか。

山本委員。

○山本邦夫委員 簡単なことで、半分要望なんですけど、ダイオキシンの測定をされますよね。前、視察のときにどなたかに僕言うたんですけど、今改善されてるかもしれませんけど、府のホームページのダイオキシンのデータのところは、衛管の長谷山を見ると、要するに、いつや、何年か前の6月にはかったデータが超過をしてたと。何回かずっとはかって、最終9月か何かにやって。何回かはかっているけど、それがうちの衛管のホームページにはそのデータは反映されてますけど、府のホームページのところには従来のままの記述しかないんですね。だから、府のホームページを見てる限りは、現時点のは、僕、ちょっと直近を確認してないですけど、1月の時点では何事もなかったようなデータなんです。それはどういうふうに乗せるのがいいのかは協議をしておいてもらった方がいいのかなと。もみ消すわけにはいかんやろうし、そりゃ、府のデータもやっぱりそういうふうにはしておくべきだろうし、それから、こういう小まめにはかったやつというのは、基本的には衛管では全部ホームページに載せはると思いますけど、府とかは、法定は年1回でしたっけ、そういうことですから、そのあたりのデータの扱いですね、それは協議をされておいた方がいいのかなと思いますけども、その辺、ちょっと質問なのか要望なのかあれですけど、お願いします。

○中坊 陽委員長 越智安全推進室長。

○越智広志安全推進室長 委員ご指摘のとおり、京都府のホームページにつきましては、基本的に法定で定められています年1回の測定の結果を私どもから報告をして、その結果を府の方でホームページにアップされているということでございます。

今回の一連の経過等につきましては、データを含めて全て京都府に報告をいたしておりますし、これから毎月ある結果につきましても報告するつもりでございます。そのデ

一タの取り扱いにつきましては、基本的には府の方でご判断されることだとは思いますが、一度、委員のご質問も踏まえまして、京都府の方と協議といたしますか、ご相談をさせていただきたいというふうに思います。

○中坊 陽委員長 ほかに質問はございませんか。
阪部委員。

○阪部晃啓委員 検討委員会から詳細な条件とか、または、そういう何か検討委員会からの細かな指摘とか、いろんな状況というのはあったと思うんですけども、もし何か言える状況であるのだったらお示ししていただければと思います。

○中坊 陽委員長 越智安全推進室長。

○越智広志安全推進室長 大阪湾センターの方で設置しております廃棄物受入に関する検討委員会、こちらの方では、基本的には大阪湾センターが廃棄物を受け入れる際の基準の考え方ですとか、チェックの考え方、そういうことについて検討を行うというのが本来の趣旨でございまして、その中で今回の事案を踏まえていろいろと提言をされております。

その内容につきましては、全て大阪湾センターの方のホームページでも公表されておりますけども、今回の事案を踏まえまして、各関係区市あるいは事業所においてより一層管理を徹底するようといったようなこととか、あるいは、基準値を超えた場合、センターとしてどういうふうに対応していくのかといった手順ですとか、あるいは、さらに事業者の方で、法定では、先ほど申しました年1回ですけども、もう少し小まめに測定の方をやってもらった方がいいんじゃないかといったような検討会からの提言がなされておるところでございまして、具体的に組合に対して個別にどうといったようなご指示等はございません。

以上でございます。

○中坊 陽委員長 ほかに質問はございませんか。
原田委員。

○原田周一委員 今、フェニックスですか、大阪湾の方から検討委員会云々というお話がございましたけれども、今回、城南衛管を含めていろんな自治体で問題が起こったということで、かなりフェニックスも今後受け入れに対しては厳しい測定をやっていくというようなことも一部聞いてます。そんな中で、この3番の方に当面6カ月は毎月1回と、その後は年4回ということで四半期ごとにやるということなんですけどね。この再発防止の状況を見てても、例えば、ろ布に固着したやつが落ちたとか、こういうのは今後もあり得ることですよ。結構、たまたま今回も落ちたものの灰がそこへ行って、結局、濃度が高かって引っかけたというようなことやと思うんですけどもね。

やはり、そういった意味では、衛管としても出荷前にもっと細かなデータどりという

のが必要やと思うんですけども、その辺は当面毎月の1回でいいのかなどか。その辺はどのようにお考えですか。

○中坊 陽委員長 越智安全推進室長。

○越智広志安全推進室長 基本的に廃棄物焼却施設の維持管理等につきましては、廃棄物処理法で維持管理の方法等が規定をされておりまして、それに基づいて実施をするということが基本でございます。

その廃棄物処理法の基準の考え方といたしましては、例えばダイオキシン類発生については、完全燃焼をさせる、それから、排ガスを速やかに冷却すると、それから、高度の集塵機、バグフィルターによってばいじんを除去するといったような基本的な運転方法が定められておりまして、考え方といたしましては、そういう運転をしっかりと実施しておれば、基本的に基準を超えることはないだろうということで維持管理の基準が定められております。

それをもちまして、基本的にはばいじんあるいは排ガス等のダイオキシン類の基準はクリアできるという前提で法律はつくられてございます。ですから、まずは、その維持管理なり運転をきっちりやっていくということが基本だと思っております、それを確認するために、廃棄物処理法ではダイオキシンの測定について規定はございませんで、ダイオキシン類対策特別措置法で年1回という規定がございますけれども、そちらの方で年1回測定を義務づけられるということでございまして、その間の運転につきましては、その運転状況が特に変化がなければ、基本的にはその基準を満足しているということが前提になった法体系になっているというふうに理解をしておりますので、まずは運転管理をきっちりやっていく、それに加えて、法的には年1回のところを年4回確認していくということで対応していきたいというふうに考えてございます。

○中坊 陽委員長 原田委員。

○原田周一委員 今、法的なことを言われて、法的に決まっているのは、完全燃焼して当たり前のことを当たり前にやっていたら発生しないわけですね。だけど、現に、先ほどの本会議でも山本委員から出たように、過去のデータの改ざんの問題とか、そういうことがあったというのは、その法に決まったことを厳守してなかったわけですよ、結局。だから、当たり前のことを当たり前にやってないというようなことで、ほかの自治体でも問題は起こっておるわけですね。

そんな中で、例えば万が一、今度、フェニックスの方の受け入れでもし引っかかったらどうなるかということですよ、これ。改善命令、今回はいろいろ出して、提案して、今回は解除になったということですけども、これが次起こったら、おそらくもっと長い間の停止ということになって、この置き場所の問題を含めて、いろいろ問題が多いと思うんですけども、もっと細かな測定とか、そういう方法もやはり城南衛管としては考えるべきではないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○中坊 陽委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 原田委員の測定回数を増やすべきやというご意見ももつともやと思いますが、まずは、測定の回数を増やすよりも、今後、このような事象が起きないように、全処理施設全般の見直し等々が重要課題だと思います。よって、先ほど、今日までかかりました経費についてのご報告は申しましたが、それ以上に、例えば、今回の事案の最大の原因でございますバグフィルターろ布に経年堆積で固着した、ダイオキシン類を含む灰がどこかに落ちたということが1つの要因ではございます。そういうことが起こらないように、ろ布の材質の変更等々を今協議している最中でございます。

また、もう1つには、この工場のガスフローですが、これも8年経過いたしまして、コンピューターの設定と申しますか、ACCのもととなるものですが、ガス量が若干多いというような結果もございますので、それを受けてこれからしばらく、ガス量の変化、ごみの組成、これを分析しまして、どこが一番正しい設定値かというような協議を今、鋭意進めております。測定の回数を増やすことも大事なんですけど、まずは今後起こらないようにということで、メーカーとも現在協議を進めておりますので、ご理解願いたいと思います。

○中坊 陽委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして、付議された議案の審議は終了いたしました。

よって、本連合審査会による基準値を超過したばいじん処理物の大阪湾広域臨海整備センターへの搬出についての審査を終了し、以降は必要に応じて所管の常任委員会にて審議いたしたくと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中坊 陽委員長 異議なしと認め、本連合審査会での基準値を超過したばいじん処理物の大阪湾広域臨海整備センターへの搬出についての審議を終了いたします。

なお、本日の連合審査会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は委員長において精査いたしますので、よろしく申し上げます。

これをもって、基準値を超過したばいじん処理物の大阪湾広域臨海整備センターへの搬出についての連合審査会の設置を終了することといたします。

ご苦労さまでした。

午後0時18分閉会